

第 1 1 回大田市農業委員会総会議事録

- 1、日 時 平成30年11月26日（月） 13：30 開会
14：30 閉会
- 2、場 所 大田市役所 2階 第2会議室
- 3、出席委員 （15名）

1 番 杉本勝徳	3 番 森脇公二郎	4 番 竹下正也
5 番 奥 雅守	6 番 武田廣司	7 番 福田佳代子
8 番 戸嶋総一	9 番 坂根 正	10 番 田原洋司
11 番 岩谷洋司	12 番 戸島長四郎	13 番 落合政顕
14 番 大谷成志	15 番 漆谷幸男	16 番 三谷 薫
- 4、欠席委員 （2名） 2番 古志泰博 17番 山下 傳
- 5、提出議題
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取消願
について
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について
- 6、その他
 - (1) ブロック会議開催状況について
 - (2) 平成31年度予算編成方針について
 - (3) 視察研修報告（地域農業研究委員会）
 - (4) 大田市農業委員会だより「ええひより」の発行について
 - (5) 事務連絡
 - ・「非農地通知書」第3回発出について
 - ・「農地機構だより」の配布について
 - ・農業委員会忘年会について

(6) 専門委員会について

- ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	事務局次長	長谷卓治
	係長	白石利伸
	主任	鉦久美
	主任	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第11回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第11回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、2番古志委員、17番山下委員が欠席ということで、出席委員は15名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、4番竹下委員、7番福田委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第10回総会から本日までの経過報告です。

10月23日(火)、第10回総会を市役所で開催しました。

11月12日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されました。

11月16日(金)、中央ブロック会議を川合まちづくりセンターで開催しました。

11月20日(火)、仁摩ブロック会議と高山ブロック会議それぞれ仁万まちづくりセンター、祖式まちづくりセンターで開催しました。

11月25日(日)、三瓶ブロック会議を志学まちづくりセンターで開催しました。

11月26日(月)、本日第11回総会を開催しております。今後の予定です。

11月28日(水)、温泉津ブロック会議を温泉津まちづくりセンターで開催予定としています。

11月29日～30日、全国農業委員会会長代表者集会在東京で開催され、田原会長が出席の予定です。

1 2月5日(水)、東部ブロック会議を久手まちづくりセンターで開催予定としています。

1 2月6日(木)、西部ブロック会議を静間まちづくりセンターで開催予定としています。

1 2月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席予定です。

1 2月上旬に、農業者年金加入推進検討会が開催され、田原会長、岩谷委員が出席予定です。

1 2月中旬に、運営委員会を開催予定としております。

1 2月25日(火)、第12回総会を市役所で開催予定としております。

議長 それではこれより、議事に入ります。

本日山下代理が欠席ですので、農地法関連については、私の方で進めさせていただきます。

始めに報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

次長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、5件でございます。

番号1番三瓶町でございます。

志学〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、合計9,001㎡は、平成28年1月6日から平成32年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、農地を譲渡することとなったため、平成30年10月20日に合意解約されたものであります。

この譲渡につきましては、後程議案第1号でご審議いただくこととなります。

番号2番朝山町でございます。

朝倉〇〇〇番〇、477㎡は、農地法による賃貸借権が設定されておりました。期間は不明です。

この度、所有者死亡のため、平成30年10月18日に合意解約されたものであります。

番号3番長久町でございます。

稲用〇〇〇番〇外2筆、合計8,223㎡は、平成28年1月6日から平成32年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、賃借人が労力不足により耕作困難となったため、

平成30年10月27日に合意解約されたものであります。

番号4番水上町でございます。

三久須〇〇番〇外2筆、合計4,568㎡は、平成25年1月8日から平成31年1月7日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、農地中間管理機構関連の土地改良事業の実施に伴い、相対契約から機構への切り替えを行うこととなったため、平成30年10月29日に合意解約されたものであります。

番号5番温泉津町でございます。

井田イ〇〇〇番、5,087㎡は、平成27年7月7日から平成32年2月7日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成30年10月26日に合意解約されたものであります。以上でございます。

議長 はい。報告事項ではありますけども、2番の朝山町と3番の長久町の件について、解約後この農地について何か情報等あれば、担当委員さんからお願いします。

11番 朝山町の案件ですが、賃借人の家の前でございましたけども、住居を新しく移転されたため、少し遠くなったということで、周りの方に作るという方もいらっしゃるということで、恐らくこのまま山と化するのではないかと心配しております。

9番 3番についてはこの後、「〇〇〇〇〇」が耕作される予定となっております。

議長 それぞれその後の状況を報告していただきましたけど、この報告事項につきまして、何か皆さん方からご意見、ご質問ありますか。

(なしの声多数)

議長 報告事項ですので次に移ります。

続きまして報告第2号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取消につきまして事務局の説明をお願いいたします。

次長 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取消につきましては、1件でございます。

本案件は、平成28年12月2日に農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出され、同月12日に受理し、第

24回総会にて、ご審議、承認いただいております。その後「大田農業振興地域整備計画」の農用地区域からの除外承認を受け、平成29年1月4日付けで転用許可となった案件でございます。

この度、許可後に事業に着手されましたが、誤って許可を受けた土地の隣接農地に計画建物を建築したということで、11月1日付けで取消願が提出され、同日付けで受理し、許可の取り消しを行ったところであります。

なお、誤って転用事業を行った農地につきましては、今月追認による転用申請書が提出されており、後程議案第3号でご審議いただくこととなります。

参考までであります。取消願の提出に併せ、許可取り消しとなった農地を引き続き農地として管理すること、法務局における譲受人への所有権移転登記の抹消手続きを行う旨記された上申書の提出がありました。その後行政書士事務所を通して抹消登記が行われた旨の報告があり、全部事項証明書により確認しております。以上でございます。

議長 誤って建築ということですが、この後新たなところの申請が提出されております。報告事項であります。何かご質問等ございますか。

(なしの声多数)

この後新たな申請について審議していただきますので、何かございましたら、その時にお願いいたします。

続きまして議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

次長 農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、7件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

番号1番大田町でございます。

申請地野城口〇〇〇番〇、1,097㎡は、「大田町野城自治会館」の北西約340～380m、主要地方道「三瓶山公園線」の北側に隣接しております。譲受人宅の県道を挟んだ向かい側に

位置しております。

譲渡人は、市外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、自宅に近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号2番川合町でございます。

申請地川合〇〇番外7筆、合計11,739㎡は、「神領二自治会館」の西側約50～320m、国道「375号線」と「静間川」の間に位置しております。

譲渡人は、体調を崩し、また、労力もないため、この度当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

番号3番三瓶町でございます。

申請地志学〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、合計9,001㎡は、主要地方道「三瓶山公園線」「緑ヶ丘西口バス停留所」の南側、市道「緑ヶ丘2号線」を挟んで東側と西側に隣接しております。譲渡人の実家の周辺に位置しております。

先程報告1号でもご説明しておりますとおり、譲渡人は、労力不足により耕作できないため、当該地域で農業経営を行っている賃借人であった譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

番号4番富山町でございます。

申請地神原〇〇〇番外3筆、合計3,301㎡は、「市集会所」の北西約160～240m、県道「田儀山中大田線」から市道「市入石線」を西に約200m進んだ市道の北側、譲渡人及び譲受人宅周辺に位置しております。

譲渡人は、子である譲受人に生前贈与するため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、父より農業経営を引き継ぐものであります。

番号5番富山町でございます。

譲受人は番号4番と同一人であります。

申請地神原〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、合計1,616㎡は、「入石生活改善センター」の南西約70～170m、県道「池田久手停車場線」の東側、市道「入石1号線」の南側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人に譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

番号6番久手町でございます。

申請地刺鹿〇〇〇番、1,046㎡は、JR「山陰本線」「西川踏切」の南西約260m、JR「山陰本線」の西側、県道「池田久手停車場線」の南側に位置しております。

譲渡人は、高齢により耕作できないため維持管理に苦慮、この度当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に程近い当該農地を譲り受け、農業経営の拡大をするものであります。

番号7番仁摩町でございます。

申請地大国〇〇番〇、590㎡は、一般国道「9号仁摩・温泉津道路」「仁摩・石見銀山インターチェンジ」の南約120m、インターチェンジから「仁摩・温泉津道路」への進入路の東側に位置しております。

譲渡人は、市外に居住しており維持管理に苦慮、この度当該地域に居住し、農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、経営農地に隣接する当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。以上でございます。

議長 はい。それでは担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。

1番大田町お願いします。

1番 先日私と大田町の山本推進委員さんと現地の確認と譲受人の〇〇〇〇氏にお会いして話を伺いました。本案件の所有者は市外に在住しておられ耕作できないということから、〇〇氏の自宅前にある申請地、その隣で〇〇氏も耕作されておられますが、当該申請地を譲り受けて農業の拡大をされるとい

うことです。異議はございません。

議 長
3 番

続きまして番号2番川合町お願いします。

先般、川合の現場を見させていただきました。〇〇さんも自身で田んぼをかなりやっておられまして、瓜坂の方でございすけども、町の方にも3反ばかり田んぼを持っておられます。〇〇さんが病気で倒れられまして、その後いろいろと田んぼの耕作者を探しておられたようでございすけども、〇〇さんが買うということになりまして、現場を見ましたが、〇〇さんも近辺で田んぼを作られておられまして、調和要件も問題はございませんし、拡大して今後農業をやりたいということでございました。特に問題はなく、異議はございません。

議 長
1 5 番

はい。続きまして番号3番三瓶町志学お願いします。

先日〇〇さんにお会いして話を聞きました。以前からこの土地は、〇〇さんが借りて作っておられたということで、今回譲ってもらうということで、異議はございません。

議 長
4 番

はい。続きまして番号4番、5番富山町お願いします。

〇〇〇〇さんと話をいたしました。今日また話があると思いますが、農地中間管理機構に「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が、農地の利用権を任せるということになりまして、〇〇さんも良い機会だということで、歳を取ったお父さん、叔父さんの土地を、所有権を移転して管理がしやすいようにしたいということで、また、所有権が移転したら、農地中間管理機構の方に預けて「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に作ってもらうということですので、異議はございません。

議 長
(10番)

はい。続きまして番号6番久手町私のところの案件でございす。

〇〇さん、既に〇〇さんの農地を耕作しておられまして、引き続き譲り受けて耕作をされるということです。ここでは、稲作をやっておられまして、地域の調和要件も全く問題ないと思っておりますので、意義はございません。

議 長
5 番

続きまして番号7番仁摩町お願いします。

先般推進委員さんと確認をさせていただきました。今まで父親が管理をしておられましたが亡くなられ、本人さんは県外に住んでおられる関係で認定農業者である〇〇さんに譲渡されるものです。地域の調和要件も全く問題なく異議は

ございません。

議長 それぞれ担当地区の委員さん問題ないということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

それでは承認することとし、許可書を交付することといたします。

続きまして議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次長 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番三瓶町でございます。

申請地小屋原〇〇〇〇番〇、507㎡は、「定集会所」の北北東約200～230m、市道「池ノ原大曾根線」の東側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、開拓農家として入植した申請者の亡夫が、結婚前の昭和33年に居宅兼牛舎を建築したものであります。本年4月の島根県西部地震により被災しその修繕を行うに際し、農地のままとまっていることが判明したため、改めて申請を行うもので、追認案件でございます。

なお、本申請に併せて「顛末書」が添付されております。

本申請地は農振農用地区域内農地ではありますが、「大田農業振興地域整備計画」の中で、農用地区域からの除外を行うことについての法第11条公告を終え、現在異議申立期間中でございます。

本件につきましては、農地法第4条第6項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、ご審議いただいた後、農振除外の異議申立期間が今月末で終了し、除外承認通知書が交付された後に許可についての処分決定を行うこととなります。以上でございます。

議長 はい。担当委員の現地調査の結果報告をお願いします。

14番 約60年位前から、家があったものでございまして、異議はございません。

議長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、除外申請許可後に許可書の交付をしていきたいと思えます。

続いて議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

次 長 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、10件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地大田口〇〇〇〇番〇、1,884㎡は、「大田市役所」の西南西約280~330m、雇用促進住宅「大田宿舎」の東側、市道「山崎4号線」の南側に隣接しております。

農地区分は、市役所からおおむね300m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内の農地であることから、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は原則許可となっております。

申請地付近は都市計画区域の第1種住居地域に近接し、利便性が良いことから、入居が見込めるため、この度、二階建ての貸集合住宅2棟14戸分を新築するものであります。

なお、申請地は、平成10年頃より貸駐車場として利用しており、相続手続を行っていく中で農地のままとされていることが判明したため、改めて申請を行うもので、既に土地造成が行われている追認案件でございます。

なお、本申請に併せて「始末書」が添付されております。

番号2番三瓶町でございます。

申請地志学〇〇〇〇番〇〇、33㎡は、主要地方道「三瓶山公園線」「緑ヶ丘西口バス停留所」の南約50m、借受人所有の住宅の東側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

平成2年頃、当時借受人所有の住宅に2世代が同居しており、手狭となったため隣接する申請地も敷地として増築を行ったものであります。この度亡父の相続手続を行うに際し、転用手続を行っていないことが判明したため、申請を行うもので、追認案件でございます。

なお、本申請に併せて「始末書」が添付されております。

借受人は、借受人自身と兄との共有地を借り受け、住宅増

築のために宅地を拡張するものであります。

番号3番波根町でございます。

申請地〇〇〇〇番、604㎡は、「大田警察署波根駐在所」の東約110～150m、市道「江奥灘山線」の東側、譲受人宅の北側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、隣接する申請地を譲り受け、住宅を新築するものであります。その後、現在市外に居住する長女家族に自宅を譲る予定とのことであります。

番号4番長久町でございます。

申請地稲用〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、合計439㎡は、「稲用上自治会館」の北北東170～200m、市道「大坪稲用線」の北側に位置しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は農用地区域内農地でありましたが、平成30年5月18日付けで「大田農業振興地域整備計画」の農用地区域からの除外が承認されております。

譲受人は、町内の両親宅で同居しており、子の成長により手狭となったため、この度申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号5番長久町でございます。

申請地稲用〇〇〇番〇〇、107㎡は、番号4番の南東側に隣接しております。「大坪稲用線」の北側に位置しております。同じく、農地区分は第2種農地であります。農用地区域内農地でありましたので農用地区域からの除外が承認されております。

譲受人は、番号4番の転用事業地及び北側隣接農地への進入路として整備するものであります。

番号6番長久町でございます。

申請地、土江〇〇番〇、994㎡は、「土江自治会館」の東約100～120m、JR「山陰本線」の南側、市道「土江川南線」の北側に隣接しております。

農地区分は、街区すなわち道路、鉄道などの恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅

地の面積の占める割合が40%を超えている地域にある農地であることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地に該当し、第3種農地となります。第3種農地の転用は原則許可となっております。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が11月15日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

譲受人は、社会福祉法人です。運営する保育園の駐車場が狭く、市道向かいの老人保健施設の駐車場を利用しておりますが、園児の道路横断や市道への駐停車など交通安全上危険な状況にあります。また、園庭も狭く十分な保育が行えない状況にあることから、この度、保育園に隣接する申請地を譲り受け、30台分の駐車場の整備と園庭の拡張を行うものであります。

番号7番静間町でございます。

申請地〇〇〇番〇〇、167㎡は、「大田市立静間小学校」の北北西約100m、市道「魚津海岸線」と小学校への進入路との交差点の西側に隣接、譲受人宅の東側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在自宅から離れた駐車場を借用しており不便であるため、自宅に近い申請地を譲り受け、駐車場を整備するものであります。

番号8番久利町でございます。

申請地松代〇〇〇番〇〇、488㎡は、「市営行恒住宅」の南約200m、主要地方道「大田桜江線」と市道「松代4号線」との交差点の北側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在大田町の両親宅で同居しており、この度申請地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号9番久利町でございます。

先程報告第2号で報告いたしました取消に係る転用申請でございます。

申請地市原イ〇〇〇番〇〇、392㎡は、主要地方道「大田桜

江線」「亀谷口バス停留所」の東約50m、「大田桜江線」から市道「久利大森線」を東に約50m進んだ市道の北側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

農用地区域内農地でありましたので、申請により「大田農業振興地域整備計画」において農用地区域からの除外が行われ、第11条公告が11月15日に終了し、現在異議申立期間中でございます。

譲受人は、申請地の隣の農地として平成29年1月に農地法第5条による転用許可を受け、平成30年3月本申請地上に個人住宅を建築したものであります。工事完了後の手続きの際に、この誤りが判明し、この度すでに受けていた転用許可の取消手続きを行った上で、改めて申請を行うものであります。

番号10番仁摩町でございます。

申請地宅野〇〇〇番〇、99㎡は、「仁摩町伝統芸能伝承館」の北北東約140m、市道「宮口夕永線」の西側に隣接しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

譲受人は、現在自宅から離れた駐車場を借用しており不便であるため、自宅に近い申請地を譲り受け、駐車場を整備するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

なお、今回ご審議いただいた後、番号6番、9番につきましては、農振法における除外承認通知書の交付後に処分決定することとなります。以上でございます。

議長 それでは、担当委員さんの現地調査の結果報告をお願いします。番号1番大田町お願いします。

1番 山本推進委員さんと現地の確認をいたしました。当該申請地は既に造成されております。この度の集合住宅建設ということでございます。造成に至った顛末書も添えられておられますし、また、3種農地であります。市街化も進んでおりま

す。異議はございません。

議 長 続いて、番号2番三瓶町志学お願いします。

15番 先日藤井推進委員と話をしまして、異議はございません。

議 長 続いて、番号3番波根町お願いします。

11番 周辺も農地として活用されている土地は少なく、ここに住宅が建っても支障はないと考えます。異議はございません。

なお、少し面積が大きいんですけども、元の家の方の駐車スペースも狭いようで、恐らく駐車スペースに使われるのであろうと思っております。

議 長 続いて、番号4番長久町お願いします。

9番 4番、5番についてですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇〇さんちようど稲用上から、鳴滝へ抜ける線を、ちようど峠の手前にいなぎの事務所がありますが、その辺で、この度の地震で地滑りを大変心配しておられ、どこか他に住宅地を探しておられたところ、ちようど〇〇〇さんの土地があったということです。地図上では住宅は付近に建っていないように見えますが、下にはもう住宅が建っておりまして、上の方では猪が、しょっちゅう出没し、作物が作れない状況のようです。そういったことで、この場所を提供されるということで、私としては、異議はございません。

議 長 引き続き、番号6番お願いします。

9番 保育園に出入りするのに、大変危ないということで、異議はございません。

議 長 続いて、番号7番静間町お願いします。

3番 譲受人の〇〇さんは3世代同居の住宅でございまして、車の保有台数も4台ございますが、駐車場が無くて、駐車場に困っているということです。そのため、近くの畑を譲り受けて駐車場にすることになったようでございます。異議はございません。

議 長 続いて、番号8番久利町お願いします。

1番 久利町の木田敏憲推進委員さんと現地を確認いたしました。稗田産業の大田側の土地でございました。土地を譲り受けて住宅を建てられるということでした。当該地域の排水を管理しておられるところからも了承をいただき許可書を受けられておられるとのことでした。地域の調和要件も全く問題なく、異議はございません。

- 議 長 引き続き番号9番お願いします。
- 1 番 先程報告第2号でありましたように、いわゆる誤ってというか、誤って建てた土地に対しての申請でございます。木田敏憲推進委員さんと現地の確認、〇〇さんともお話をしながら、その後の経緯を伺ったところでございます。顛末書、上申書も添えられてございます。地域の調和要件も全く問題ないと考え、異議はございません。
- 議 長 続きまして番号10番仁摩町お願いします。
- 5 番 先般推進委員さんと確認を行いました。現在駐車場が自宅から遠く、不便であると感じておられまして、住宅に隣接する畑を購入され駐車場を整備されるものです。異議はございません。
- 議 長 担当地区の委員さんの調査結果の報告は問題なしということですが皆さん方からご意見、ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)
- 議 長 はい。それでは異議がないようですので、番号6、9につきましては、除外の許可後に許可書を交付したいと思います。それ以外は、今回承認となりましたので、許可書を交付することといたします。
以上で農地法関連の議案を終わります。
続いて、議案第4号に移ります。議案第4号農用地利用集積計画による利用権等の設定について、農林水産課より説明をお願いします。
- 三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。
それでは、平成30年12月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。
大田町、田1,234㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。
川合町、田1,112㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。
久手町、田1,739㎡、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名。
鳥井町、田1,287㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田2,530㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

水上町、田2,054㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

仁摩町、田8,863㎡、筆数6、設定する者5名、設定を受ける者1名。

合計、田18,819㎡、筆数16、設定する者13名、設定を受ける者7名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

富山町、田114,119㎡、畑1,107㎡、筆数116、設定する者21名、設定を受ける者1名。

朝山町、田634㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

水上町、田91,070㎡、畑28,124㎡、筆数145、設定する者26名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田35,239㎡、筆数43、設定する者20名、設定を受ける者1名。

合計田241,062㎡、畑29,231㎡、筆数305、設定する者67名、設定を受ける者1名。

農地中間管理権については以上です。

以上ご審議よろしくお願ひします。

議 長 只今説明がございましたけれど、まず、農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

まず始めに、大田町からお願いいたします。

1 番 利用権の再設定であり異議はございません。

議 長 続きまして川合町お願いします。

3 番 先般〇〇さんのお宅にお伺いしまして、場所等聞き取りをいたしました。〇〇さんも認定農業者でございます。異議はございません。

議 長 続きまして久手町、私のところの案件でございます。

(10番) 再設定ではありますし、〇〇さん地域の担い手でございます。異議はございません。

議 長 続きまして鳥井町お願いします。

- 16番 再設定でございます。異議はございません。
議 長 続きまして長久町お願いします。
- 9番 ○○さん、近年熱心に米作りをしておられまして、2窪借りられるということで、異議はございません。
議 長 続きまして水上町お願いします。
- 8番 この農地はいわゆる、ほ場整備区域外に該当する農地でございます。○○さんも非常に精力的に頑張っておられます。異議はございません。
議 長 続きまして仁摩町お願いします。
- 5番 整理番号1から5番につきましては、再設定であり異議はございません。6番については、今までお願いされていた方が高齢になりまして、耕作ができないということで、認定農業者の○○さんが耕作されるということで、異議はございません。
議 長 全ての委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。
(異議なしの声多数)
- 議 長 異議なしということで、承認とさせていただきます。
続いて黄色の表紙、農地中間管理権に移ります。
こちらの方もそれぞれ担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。
富山町お願いします。
- 4番 先程もご説明しましたが、「○○○○○○○○○○」が、これを受けますので異議はございません。
議 長 続きまして朝山町お願いします。
- 11番 入石営農組合の構成員の方1名が朝山町の方へ田んぼを持っておられまして、富山町と一緒に今後は農事組合の方へ移管されると思っております。異議はございません。
議 長 続きまして水上町お願いします。
- 8番 全ての農地がこれから、ほ場整備を行う予定地でございます。農地中間管理権に設定されるということで、異議はございません。
議 長 続きまして温泉津町お願いします。
- 12番 これから、ほ場整備をする予定地でありまして、異議はございません。
議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さ

んの方から、ご意見ご質問ございますか。

1 番 中間管理権の1番から45番までは、期間が5年、42番から10年ということで、同じ団体に出るのに、期間が違うというのは有りうることでしょうか。

それと貸借について、それぞれ年額が、地積が畦畔を含む面積なのかどうかはわかりませんが、非常に単価が違う。

例えば1番の618㎡の2,090円と3番の1,072㎡で3,025円の単価差は500円位あるんですけど、何故かなという素朴な疑問があります。

三島主任 1点目の年数ですけど、基本的に5年としておられるところを10年にしておられる方は所有者さんが同じで、所有者さんのご都合に応じ臨機応変にしており、所有者さんと受け手さんの都合の良いようにしています。

借地についてですけど、これはこの暮れに払う借賃が書いてあります。反当たりではなく、地積は登記簿面積、借賃は水張り面積です。

この場合は水張り面積で計算してあるので、単価は同一なんです。田と畑で単価は違います。

1 番 利用権の設定を受ける者の表紙の合計欄は3ではないのか。
議 長 これ書式が変わったというか、これもう1枚資料がないといけないのではないのかと思うんですけど、それぞれの利用権を設定する人が誰に預けるか、要は、公社とのやりとりの資料がないんですよ。

受け手は公社なんだけど、出し手はこれだけいるという。

1 番 一旦、〇〇〇に行って、その後公社に行くということですか。

議 長 まあ、中間管理機構が公社なので。多分書式が変わったんじゃないですか。

三島主任 件数が多くて見つらくなるので。機構権は公社に貸すというのが決まっているので、それは省略させてもらっています。受ける者は機構です。

議 長 受け手は機構。次回からはそのあたりがもうちょっとわかるような資料を、前は確か機構とのやり取りの資料があって、さらに一覧があったんじゃないかと思うんですけど、今回言われるように件数が多いのはわかりますが。

ちょっとこれだけだと、設定する人がいて、設定を受ける

人は誰かわからないということになり、ここらあたりもう少しわかるようにお願いします。

3 番 中間管理機構の設定で、地積が少ないのに賃借が高いところがありますね。これは面積ではなく収穫量でやっつけられるのですか。

主任 面積です。

3 番 わかりました。

議長 他にありますか。無いようですと承認ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。

それでは、以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年11月26日

会 長 _____

(議事録署名委員)

4 番 _____

7 番 _____